士庶喪祭考

全

9
1388

1388

昌平坂學問所

士喪祭考

大目

巻之一　臨終畧上
平生之心得より臨終以来喪中之畧式
巻之二　同中
入用之目録并諸色揃方
巻之三　同下
忌服之数
巻之四　追遠畧上
祠堂并ニ家祀及祭器之物并式
巻之五　同中
家祀之式
巻之六　同下

入門同縁并序

世上に我家の大事記とおもふし常に表示よ
礼儀つくす念き此はいかに又その式礼大要を
志せば尊しき事に詳細を修行へきと思ふ者ふ
年老く稽古らすくなりされはつくすへき式儀は
らふせとつひれへ筆を立てもいまゝ成就せす
如何とえ士庶人此式のくわがへきうしと思ふにおもく
為く書集む是節として我家子孫のこゝろえとなり
おもひすのこと只なさでうかゝねのみぞ行けるのみ
事くもうすしくゝね古礼は是を思ひしこゝ用いる
行年なお式よりも今は念き事と時く是を是正文世
修身を始めてより八是を弁してそれをよく行ひ
そのしさおりても常々理ふそむきしてもなければ

且にいたくを済世に示其を其結の一世ならめの
なきは見とすなをいまゝおかまゝをまなりは
やとれうなどの好し浮ふその度を思ひ徳く示
と思ふ人に家礼とをく為く済く先縁へし

養斎

喪禮略巻上　士庶喪祭考一

上之一　目録

平生の心得

上之二

父母疾病危篤の式

死去と其後の式

死去之日喪事の式　沐浴　靈座　襲事

翌日の式　小斂

三日之式　大斂　入棺

四日之式より其葬日までの式

上之三

葬前の式

葬当日の式

葬ハ當日殯(?)より葬埋及哭との式

上之戒

葬之當日虞祭の式

再虞之式并神主をさたむる時の式

三虞之式

卒哭の式并五十日済てハ九拔(?)

祔祭の式

小祥之式并彼おはりての拔(?)

大祥ハ式

禫(タン)祭の式

初より喪服をも親(?)[illegible]かなしみ深くしみハ

次喪父母の不迎(?)親の喪をうけ伝ふる式

上之一　平生ハなりけ(?)

一老親ある身并自身も年四十におよひて棺の用意をなす
へし

親のよはひたかけなかはにおよひ発憚(?)切(?)なれとも
衰世(?)しらぬ我国(?)葬礼にいそき風もれにハおよひ殯をこらへ
思ひきりて誰人の用意もなしに棺一つハ棺宝(?)へしこと
則孝ハ和漢ともに同しく自身の棺宝(?)事ハ古礼なる棺宝(?)ハ
中の巻に委(?)し

一平生より喪ある(?)の服をおもむきしとなりけるにもたらすハ
かくてきゝまく宝随(?)しい平生より其(?)人を常よ
なるかくして宝(?)喪のしるし諸衣(?)にさのむしろけるへし
浚(?)喪ハ喪をせるに人の事ならり兼て先よ新しくさ

ほとの人亡く親御日ハ百とせのちまでも忘るへからす
もの哀をこらへしれとおもふまゝにしはきとの御所ありし
先祖いよいよ忍ひ中ことに裏世よりもかくれけるか孝
成なり

一下賤の身にても葬時金銀の入用も常にかわらぬやうに用意
しおくことの第一へし
庶人たる者ハ身も先祖も憎ひよりも分限に応してすへしと
思ふ金をあつめても忘るの用意するへしそれたりとも今
二度の武ハ災害をもおこし大所あさましくなるにほとかは津と
まけ給ふ

一父母の大病とならは服薬あつく心をつくし五ヶ年を
大切にいたすへし
是又孝れたる事にて有なり

一先とひ生時の孝ハいふまでもなく喪とても勤む
へき事にて候へとも喪の中は別にあり生前に孝なる
を喪とて心得ぬ者すくなからすこの上にて申すといふへ
まりほとも忘れても喪とさへいはゝ思ひくるし生前の
孝行いたされしを後の母も世に流さす事をいふまても辛
生前孝行なれハ死して後も極楽にてもつらい喪孝を
いたすに付てもいたしかたなき事にはいたしき所と

一追親の喪あらはすきれ候はゝもつとも百一の所なり
たすかりやすくいたしき所なり
是又年生の親切に変する事なり

一喪の大要三ツ
一ハ心をしつめて大切にしあれはこれまてもよくありぬ恨
みなくして自分と心をかけまゐり

二ニハかくのごとくみだりなる仏霊目くハなんのため
たゞ此月ニ説うりかゝをとらへてあらはすなと
三ニハ家をもうれども十分くおゝしむくつきそれ
たはしきほとにきらふ
此三ヶ條のひきくらべて世のはゞかりもいふべし 一條
三ヶ條ハ是レ此日に大切なる事なり三箇
肖一ハ火葬にせぬなり
肖二ハ棺を打鎮をとゞめてぬすまるゝことなり水地のかもさく
ぬすみにしてうつ袋する時をおもひうる人ぬくびをもぬ
ぬすみにすくなし
肖三ハ死して三日にして此月ニハ必此くらべ月にすへき
たちこうして此へうつりぬり
一 此三ヶ条ヲ以はらきたる大事ハ此世の人常法

ことききは焼世嫌く人々又葬ニかくし時分中はして柩と
早りてとうぬ向うけ又墓地ともえきて末く行れは
はしれぬ向うけ又うつめるるに地中に深くとう門
然又石碑ニ位牌とうくせ置なり
いかにも家を富しもこひかのきに諸末にても此家と
ある事へうしは殊ニ火葬にせぬ事に申ふも得なり
火葬ニしてハ我の身いか程頓ても何の甲斐なきと知るへし
又父母の亡骸よくらく火葬とのそまるゝハ生前の其
ますぶらけて死ても死骸ニそ決て火葬ニせぬ事まて
おれハ孝の道理あり生前のこゝみ能えて其を聖人
しても不孝のきわりなりしてもに親族或ハ見物等の名
さきまの世の中事すてハいかさましき事にて人
さはせんハなきき事とあるへし

父母服紀退に成る式

一父母十死一生と見へたる病氣なく根を出す所の後表にすべ
きくんとさんけきくなひよりよろしかりし其上書新を十八年
迷考て新よりよろしかりし拾遺へし
むね月にも病氣のやへいはれへも志るし也至へし義
世殺人なくは自らよかれしるとにてくべる病を受へまし
きとはらげへき形なる

一十死一生服忌を受る義は大方なきあらざるなれども其心得肝要なり
此時気分も悪くきをこえへらしん
たきおこれせハさんそくいきおきれすりあるものの如くなれとも
一父を服忌をきとらん為の義是と奥より帰ていなかなく表
の霞なるよ寄も成なる霞所南枕に志きて此方へ移さ
せへしらかすめりしむなきやこさだ移すなますべく候

大事にとりまわすへし母ハもちろん奥の方にて
りし但霞所ハ南枕にさせへしなり
但其釈文首に此由をなしても無理よりくのとく
すなわちおもしろくといきおりおりてこまそ
なるへくおうくれてしくすへし下の一條も同じ
一霞所とられしそなおせ女ハ下へもそぐべくるへし此世話家
并母妻娘なの側を分れしく思ふるま女たちにハ姿厭をへだてて
男女のわかれと大事のみぎりにて気をつけ候へハ　此次第へし
大方右様なり
母の服おもしくは男子ハいるまて次のまへ加へ寝所とへだてて介抱
女ハうちのりまでハ諸事とりなししさまでも同前にハ
おはへしとす
一ま近く人ひを以ておわへしはさハらしくすへらしは一大事に

老佛より入りて道をまなびたる人ハ證據をたつる事ハ必
おもへかしは

その人仏法とするものなれはこれを心得てはなれさる事なり
あはれをしれは心をそらさんことのならひものなれとおもふへし
のへあらハれし是仏法とはいへと心にかけても仏法は仏或は
新説の道の上の文字のりおるはよさまりしくするは全部は
俗の言葉の外気とよみてみることにするは宮古にゆるさるへし

一 発声のはしめにもの、ありたき人はきのててよくよく（いきのきれさる
やうにかうまさるへしそのうへ心をもちて静な
る一つにかなふとみて又よきおもむきにしたかふへく思ふへく
ほとなくしてものをあらはしてもうたふ人のはなれかたきものなり
嗜ことなしかた事あるへからす
是迄をハ語るるといきを切る所をよく分別して拍子をさへきる事なし

一 それにつきてあかりの、ほかに
うたふときハうたふもの心はやくしてよくよく心得へく
拍子の心ねはよき歌の文をよくよくわかる時ハ語るへしとおもふへく
目をとゝめおもひいれさるにやつし目をはなちてかるくよむへし
ありかりされは拍子のおこるを後にいひて謡ふへき所
とよいふにおもひあるへし

△発声とそのあまり式
一 いきはきれさると思ひてたんたんとなかくよむに声のはしまり
声をたてておもへしはなれさるはつくる事ハすくなし
是も仏法の式にかなふ会得の後に心をつけて心をもつへし
すなはちおもへし心をつくるにあるへしするとその
つゝしみつまりものゝはなれていきをなへてみさやうにいきをはなれてあり

丁　子娘妻の身去の時なりすハいかゝはからふへきや

一　しかりとて身まかる内ゝ復表をはたらく後の事をはかるへき
復は[illegible]人ふいひつたへしことは故ハ　復とハたまよはひ
とよみて魂をよひかへす[illegible]なりてもみな[illegible]き事にて[illegible]
いきかへるへき[illegible]なきに[illegible]の[illegible]
復と知くとのつとめ[illegible]る内は死骸の上にかけへし
死去れきかれ[illegible]はともしひを[illegible]る内にかや[illegible]
はらいをもの人なくハ[illegible]親類或ハ復表にても一人を
[illegible]のは[illegible]もとにておもて[illegible]出[illegible]しいくたるを
三日ほとかくて家に[illegible]のりは[illegible]物[illegible]と
まれ内へいれを死骸にかけるなり
本式ハ屋根にのほりて衣を[illegible]今此世ではかゝる事男ふて八[illegible]
所ふ異[illegible]して此[illegible]かにも出れ[illegible]て[illegible]

一　復表たちて病中より食用を断去常用の諸椀よりかく[illegible]にれ末のうちへすへてつ[illegible]して布巾とうけて[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]とい[illegible]ものをちつける[illegible]ふす
すゝ[illegible]とも[illegible]なり
[illegible]に[illegible]を[illegible]すゝすふ[illegible]き[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]をひたとおもてへ[illegible]

一　いきかへる[illegible]ふ或ハ[illegible]或を[illegible]或ハひと[illegible]の[illegible]
事[illegible]ものれ[illegible]てしに[illegible]醫者と[illegible]
てのしいきれ[illegible]ね[illegible]て[illegible]
[illegible]のゝ[illegible]を[illegible]又[illegible]ハ[illegible]や
まり[illegible]おう[illegible]経[illegible]なり

一　食[illegible]す[illegible]海[illegible]ハ[illegible]子[illegible]とおてまりし[illegible]風[illegible]

なれ共二三人物知つきおハ遅きかちるく二三人ほくそびよ
みるべし

夜中に行ハ常の行燈をはつくして蚤(灯)をもて
夜なくらくハあかりとなてるべし
あくや物みすべしともいかにも菊物ふすべし
俗ふた早速や物ふ所作しさいかく香炉をそけ仏を
わらふ出入と人々も皆はやまりあるも仏前へいくらい申べき
うくや書をさ此まの手くらる事はる随にあるべし
夜かく死骸のうふ屏風をまはし置候へ(ハ)よう(う)すき内
ゆかかのされなきは物ふすべしみえるおくらすはるべし
此あとは病用の後ふ(は)れを抑えうしかへし
生せあとうりく早くほんなる(あ)るべし
世俗ふひきはのうたさみする事ありまふ(ふ)物あるべし

二日すぎ出るとせすりくとかくするとの時まで
一 見舞等へさわくさしきの事ありよすして此時にさうくとせ続し
あるべからず
一 うえ夜祝儀の時ハわかりものはかふ此引とまハ唄なが死目や
持ふ死の輪等ふさいかうわすし書紀ス所答此例せて出るべし
△ 終去此日諸事の式
一 死去ありのときくすりて二三人ともよ好くそれは俗のきく引ほき
そハにて法表を表婦始へし在次様表なり悉事さるべき
事ばいひきけ
男子此身に至るあれあきらまりしもときを至るありくハ後にうつ
からん女子てかまきと用妻服を足ぶ維さうもきとくす女も
たをまうみふかう服并むう夫婦一所に待す表の用此外

叫し成せし人にもみたり山わさゝす男子女子ともに一家の◯◯
これさへかりハやむさゝす或ハ忌服を忌とつけ粥
飯を食ふ事をひかへてしかせけハしかせん魚鳥
なりとも酒肉のよろしけれも伺候われる故又とくのとし
深ふ重き身の服の節ふのよろしくて又子孫妻のこゝろよろしく
服なき法くしきを乞ふるハこゝろを帰の身ハこゝろよりひきり
てよし 但喪主喪帰つゝに焼よありよりもいひきみへし此
服さとも或伺候さゆくおれしる男しても此

服

一 喪主と成さるに定てりひぬる

一 死去の処所ありてれ成喪主といふ喪を立てよきを立る
わとれ寄るとの時さをれ内に清きあるを服名代とす

一 死去れ妻を喪主帰とふ女中のこと行る死去に妻あ亡れハ
喪主の妻喪主帰とあり

一 喪主より沙汰ありての日貸とらよ
としのう紀侭を用書よらよ
死去ふもの忌をかくるものを引きこもるを終ると云けれふ宮あ
志ら此様と一人定ておくらハ喪主ら寅令観せ取れにすへし

一 旅行仕ふ付くられへし帰りまては志るてきせ弁すかるく
滞ありけるにおゆへし

一 引取りき死去くきせる夜伽并ほうそう廟堂しらの葬儀の
つぎの沐浴の用具ふ取あつめ様ふ付くられへし
此者ゝハおよ目服よ着し出家する所是ら事様用ゆる事下ゆ紀す
此図ふ夜伽と沐浴の用意ハとんまくいひ伝け法事差あつめたてへし
あ思ふ沐浴さするうりし 女僧入棺の衣子ゑく沐浴させるハ
入棺てゆき反するこ血れふおゝす

一 夜伽沐浴の用意ゝお達をろいさしふちきふ沐浴ふつくる

臨終の時刻夜に入ならハそのよハ有明をともし置にも
あかりをきらさすへし又其外なとも常のことくなれとも何事も常の
の式にかはり有へし

一沐浴有事ハのちなりしハ今ふ霊座を設け置へし
霊座とハ机其外に屏風をたてゝ前に清き衣を置
まいらする所も南むきにすへて菓子酒なとをそなへ香をたく之
霊ハ死せし時よりまたの此日其人の好きしものを目録て
かくるしからぬやうにのちに常のことくして魂帛といふ物を用る
ちかたのもしよきもしよからすハ常なるもいかにも如此なくも
つくる是有へし

沐浴の事すむならハ沐浴するに子なくかさりなるもし
其式なれとも沐浴延引するならハ人なかれともすへし

一七日より喪服を梅にかへらるへし

男子ハおもき服ハかみしもを用て上下にてさへなす
役人し父の喪ハよもすれてもたらぬをまかりぬるへし
まいらする物も母の喪にありてもおもてをまかりぬる事なとかし
死去の事娘なとの身ハ夜ををかにひとくのこうきを掛て北
おし布にてしく枕をきりす役人し父ハ其ハすそぬいあはし候よ
め入しらる娘なとその男が智あれは何にまかせへし喪子にて
其子ハ男子も喪父あれ何ニまかすへしよかくりしきも
よき喪服并忌服の期ニ従はるへし

一葬日ハ早くとも亡くなりしつきの日にてあるへし先ハかくして
るとも五日を早くすへし今時乙丁己辛癸の日を用ゆとも
五日ほどの日にあはすを見ひ或ハ不宜への日をつき取り
其ほかの風俗有るにのこしおきたる他への所用をわく
して葬日ハ死去をひらめてすへし凡墓ハ世ニきらふ

此日ハたゞけがらハしき方へ参る事なく慎ミ居るべきを
葬式ハ此日なるも葬礼并葬送の用にハ出るべし
委しく葬式の部に見ゆ
一此事ハもつとも同様なるべし但し忌ハ五十日なれど
とりおさめ候ハヾしとて忌明の後御神事なく葬式を
ひらきを死去の家の穢ニかゝハりなく忌明まで此事に渡るべし
但病死をも刑死をもいふ事ハなし大いに計るべき事あらバ其所ハ
定式なし但し病死ハすべからく
葬式ともにいづれも其故ハ一定ならず死にある又其外の家を
かけつき所まで同じく終るハ死去の家の事を慎みたるべき事ハ
きよきを見たてゝ葬てよし又同時に其のことを慎むべし
又ハ信を持つべし
忌ハ又死去の家にて半日にても立もうちハ高の時に至る迄
替るなれハ事とふの時に其延引の事あるべき也

此月の忌中に於てハ経を読み修行あいて後に理届
をなすべし忌中ハ此事いづれも忌明の後に及ぶ
べき事也
葬式を執行ふ場合にてもあしき事の文字を書記しおかし法名の
内へ道号のまへに書ひ記べき事のことを記すべし家号なくハ其孫
ニおよぶ字を定め書記し置かバまた乞ふべし
又葬式の時此字を書き候ハヾ出る僧侶会点するものや
一ニ葬を致さバ届出すべき事なりし其後人々も届くべき事
なしに出る事を致させ候ハ無法の道

△翌日礼式

一沐浴の具并沐浴をとりおこなひ立合人ハ沐浴させて肉きせるよ
用意ニかゝるべし

ことに具そへ見すたゝしく時の沐浴なのをせくけるに大かたハ
死ハ当日に知るゝときハ其節ハ夜もすからにいたしハ

一死者ハ髪をあらふへし其上にて沐しらふ
らいさせしもらに湯へられ其者の寝たる所とて清と
切にあけて髪をすへき常の座ハ髪に剃ひたて沐事
生者の道て行きはす沐する事かくなし

一湯ともに其水を立て沐浴とらふ
先又湯くけんおかせてきたに生者となりかも沐すあるへか
らは其沐ハ此時にひたる湯はかけ髪をあらひたる湯は
ごさふに男肉流しかたハ中ともすける事はふはけいて洗
女武ハ沐浴の式ともけしおん大悪しくてはなきや

一又は沐浴する日にも先との寝所ハ上に其湯気なるごさはしき浴
浴とこそてのすき衣服をもきせられ棺に入るき也

一衣服ひきせへし其まゝを襲事といふ
衣服を常に反に着せもの也死骸に襲にも添入とて其上
に男子ハみな其者ハ刀を帯せしむるにして手にもみえる事に気へし
腹に固ひものの結ハ固ひす

一衣服きせするとたゝしハ経衣なりその書をはた中のへ男ハ死者の
右女ハ左にきしに戸ひおりけとむく
此等の迎観ハ妻子兄弟にきしくおすへし

一志しくるくもの為に経衣を飯含（ハンガン）せしめさる飯含すへし
飯含とハ銭をしたゝめ其死者の口へいれるゝこと今世にては
死後おそくありて口あけかたくし其飯含銭を銭にて口へ
いれ候さらさるとさし出事は口内の左へ一すりひたへ一すり
左中へ一すりといへ入候も銭は口へみゝに中央にはされば左へ入す
此式ハ銭を一ツつくゝたゝちてしたゝ事なれとも此外
はよくハ思しくもなう

一飯含することハ亡者に手をいれ候目にて能につかみ握る
にくしにしてみ清きものとうけ置　け揺るも揉る
一沐浴襲事飯含何も早くせずして死者を外にとめ置て霊
床をうつしすべて何れも飯含すべき方にかゝるまにうつすべし
からり又ハ前々に候ても
浴襲とも皆沐浴霊床の床に房風にたゝみ置べし
棺に入すし此小斂の後に棺ハ揉ておる
一沐浴にすゝむ蒲団床の布にせまり沐浴よりあつめて小斂の半
ここに別に置べし
小斂ハ蒲団にしきて屍に沐へむ也　飯含とハ死者に含ます
事也　小斂ハ其死の翌日すべし
霊床に沐へる衾をも用ひずしてまた小斂の棺といふなれハ
沐浴後に用ゆ

衾褥をならべしたる事也　猶死者の衣をも用ひず仮具を
是非無之　或ハ何某なくも古衾を用ゆる也　若も白着
一切具たる床の上に新衣ござをしきて其上に布をしき衾を
敷て屍の身にすべし
志ある布ハたゝく一つをすし横ニすし前を後と縫ひてあぐべし
横の端を押ゆるまゝに横への方事に行くには志ある布に及ぶべし
床もも其外なれハ何か害に新衣ござを敷ても有りてすべし
死者を蒲団の上へおきて何も有り結ひみ志ある布は志ある事
すなはち其の針床と並のけ物へ床と布とを
志ある布横ニすし縦ニすし又は中にてしく兜の緒
結ひる結びて横への方みなしすハ其外しまはせをするまゝ
夜あらハ哈の物の前に入床の下に置べき也　其のことし
床足ひきて或ハ床なくハその足などに置べし

一小斂すむと従喪より妻子及親族につけ申すへくなる事
襲事の時の通り
一親の役所霊座にをかく妻子及親霊座におくへし
従婢をよひて附に跡へし
跡すまして柩に布巾をかけて柩前の台の上にのせ
へし此時の柩もいつもの如く新敷物すへてのへ
此柩ハ其後すく置へし ○ 跡の上にて常に柩を跡する
事 つき跡して又こき跡にて此時の柩皆此所にあり

△ 二盲之式

一大斂入棺の事小斂の如くなるへし
大斂ハ又布蒲団にて包み棺に入る也棺は地の寺の棺ハ形板
にて棺の中に其の所をかへて内棺を作る底の内と

上其外すくおくせ先の図よろしくはなれの
通りの事もよく其板其上に蒲板内棺の底の台
の内にのせへし此内棺の上を式ハ其上の
よそに入るへし
御棺は高さも小斂の時の如くなるへし
此外に新敷物其式ハ所々にて替る事あり
一棺の内の敷の事二三くも用ひ棺の内にて其外
よりさや又は所々に布巾を柩の上にかけて柩の上を
こむ其上板ハ棺の内に入る内ハ白木にても継ぎ
板まして其の内の所々なり
一大斂は蒲団を棺の上にかけて其の内に入る板の所々
にて打つけ候へ可也と其の内に入るへし
棺の外ハ棺の外にて其外の蓋をとられ可申

こしらへ石をもつゝみ候金銀料紙箔なとも入へし但是は
さもなくハ宮中様々なるへし
一 胞衣は洗てみなかみにつゝみてはりあけ桶中唐国の土器にのせ
てさし桶にいれおほひし此唐国より上る太鼓箱
国よりまゐりし此胞衣桶にまゐらせ吉方より候ゆへ
産後あけ七日にうつむへしよりすへて其日の後にうつむへし
此胞衣を吉方の山にうつむへき事なりとす但あしく
すてさるへしみハ方きてうめへし
此事ハ陰陽師あまたに勘へさせらるへし
一 御産所ハうつくしきせ下にかけて置まいらせて御産の後
乳をつけさせ給ふもうつくしき物にて御そはへまいらする也
つけへし
御産のしつらひよりうつくしき産後へおかるへし
一 産のさかにて後にふまりたり其様とりてつゝ御産様の
よふしそのうへにかけはすへし
一 産のすみに立て御簾に御枕の下にしきてうへの産所を
まくりのけ蓬をもとりそへ御粥に御座にしきすへし
お産前に此産衣をとりそへ御枕下にかけて置きて
さあらくハよふきやうすへし
一 御催生は産所にゐてちかき所にかけ蔀戸の際に掛帯を結ひ
是又金屏風に布巾かけて御前にかけ蔀戸の際ハ横手の結ひ
一 此日より妻懐男子に付まて女と妻を取さる産数を定むへし
男ハ女ハ産数にかすへ女ハ男の産数にかうへし
但死去の御ハ時に成て御ハ男ハ死ぬへき女ハ女に定めへし
死去候ハ入てまて候に男の出入ハ御とりあひて入
かゝるも多くして定へし婦人ハ定へきとの事ハ年れ皆
なし

舟の表なとハ棺其外何にても婦人ハ結ひ居男子ハ切るへし尤
但しそれハ服衣にも白ひも相用へし
服表なとハ四十九日迄ハ床の間に掛置忌中の内ハ出すへし

△四日より四十九日迄の式

三月小祥卯まて大祥まての間ハ此式用る
一 此日親族より知らし喪服と云ふ
葬りし跡ハ喪服とさらに休ミすへき事なれとも出勤すへからく
たゝ日数迫りし時ハ此後ニ一周忌ニ至らハ上下を着すへし 葬場
やむをえぬ儀有るに目出度ことの有る時ハ吉服と云ふ
いつれも家ニ帰りてハさきに喪服ニ着かへ居ることなれと
但喪中ハ猶更其悔み見舞ニ相さし送あけらるへし云々
一 親族らハ家内ニ喪服を著し霊前ニ入声経読ミ

あらた月ニ男ハ東女ハ西 但シ其の餝ハ霊前の果子とかり替へ酒盛の為
そもいと皆霊前ニ供へ其の後とる外の物も余けすまき事とたは
酒と肴を供へる 酒ハ清き方へすへし
それより又しまはりの前に御しほりく其くせ供のつる間より
布と西果子に分けく之くと其れか雑煮とい
但し雑煮供ふる事ニハ
一 朝飯ニ昼飯夕飯まてに平生日之式其世の料理ニて精進を
とる内御節とするとも雑煮の品をよろしとも
精進ハおもにし其の余風或ハ吉事ハ作食と云ハ其なれ
なしハ之にて作食とのみ云とをなへき也
一 日くれて酒とさかな家内御親族の者もれ雑煮とい
早朝夜より入れた時ハ霊前小燈明を上ケ及ひ香ハ正月
にのりそれまて席をくらへしと申してあり

一 死去の忌ハ葬すむと無るうくのとし 葬家でハ忌服
計りよ父母ハ八十日の内なるへくのとし 其内頭より髪ハ剃除き
家風の定めもありとしまる服忌所に従ひ酒をのむ也
家風並に習ひすへしも其服を換へし
一 新物又ハ初物にくも何の所ハ忌れを除き
家の内にしくしる物ハ忌へきなき也かなす
一 前借えやむと申すして後経さすにを別に仏壇を前に
置るのみ仏壇ハ日にも後経させくし霊前へ
振くへうしにそれをもなるへしかれハ振りあれにまくし
○ 忌明のしるハ其に仏壇とふきすへうし
一 葬前りの事ハ年に限にあり

上之二

葬前
葬当日
葬当日帰りて葬埋及哭よと

葬祭之式

一葬らんとする前々墓地を見たて定め
前日の夕迄に穴をほらしめおき穴の四方
に穴ほりたる土を置べし又穴の方は板にて覆ひおくへし
葬入の節は御用の事あるゆへ
之を座備の所へ持行て棺を地中に入る具と墓穴の際へ座備
へ置て棺の具に置せて道中の具は葬式
と共に持参させ是を穴に入しむべし ○地中に墓地に棺を入る
小葬は左様にせずともよし是等の事を能く心得べし
座備を穴のふちに置き棺を地中に入るる時は吉凶によりて穴へ入る
ちと棺へ入て棺の内の物を諸所におさむべし
諸事の用意并棺を入る中葬等は合かり料
ぬかりなくいたしてよろしきやうにいたすべし

是を埋めるとき中ものを敷并穴の座備之用の板并かくその
他に足場板等をあつらへ穴にわたし置も又別に足場
又其外に座備を入るる具とも覆ひなどして地中
穴に覆ひて置もの也とも土にてしかし足ハ明友の見計ひ
人足を雇ひ穴を掘せ朋友と雇ひ穴をかため地中へ入るし
殺人の事覆ひあらきものにて地中の物をよく覆ひ
渡しおきて段々穴の下墓所葬事の世話人よりつかは
へし右覆ひを置ては直に穴に覆ひ置べし
右座備に手配合意させ事故なく仕度致し合点せ
おきその用意すべし

一葬りし前日に墓所へ地中へ入るる棺の具は
させ置て明日より穴掘りに取りかかるべし
葬夜墓所にて当日なくもりけれども座備を取る事
なしにおよぶ時は遅くなりてハ悪しし

座備緒石にも起り坏等禁石三にて伝せ注ク可す
緒石ハ踊ある坏かりにもあれきなりさけハ笄はうしむ成るへし
一笄の糸と目に私る穴を場に所るゝ附地糸をみ可着黒して
作細ハなりくる必節黄あるへし
笄の面ハ地をきよらかに南面に彩庵を発てよ出没至紙油
出窓を掛く復表節し御面を出窓に注きて庵の内に
地をよあけ時の紋の中へ復表の左に東面紋を文とを安
紋文の内さ其ハ中糸に出て右を掛て文節し庵とを乃かれり
笄目に地せらく細もを事くるさくハ笄而れおかず再へられて
真をもさき而面に地糸を思かく節し口は目かく結をよ
二たろ何めは以未次く隙ろ有き十りに口まりり泉ちちとや
以く文節ナる所所を紋にあきりた
一地糸すもくちよれ穴塔ふうしら出新

穴す法并路ち八中为に出そをらうと注ろあらうさけ
ちゝ有りんと
西ふる見あへ吹て面とハ西和くいを十すへし
これ文中为みたる
一穴路十とふ中し之穴の庵を十しるゝ出たるゝ座備を入れ
隠すとらめへし
はりさめ目の勇うみのまも中養にお可典修目と治未
あるへしぬ
右海をしゝ西おもハそしておもかれいとぬ秘に注めり無へし
一笄白の明刻を糸庵に空しへし
今節ハ雅云ゝ注は勿宅あるへれれとも笄白を可くさ可め式ハ写
め拡みくハおも二集さち紙ゝをそ笄れ来ことひまゝる田ろ名
信風ふよりせ出張にて聊るへし但三度ろらさて此笄
あらハ

早殺却若不絶し夜伽ハ也もせ致すして用ゆるなり
又葬式の式なり当日の如儀不容廣量すらも此儀ふ従ふ
無きとし此事しハへもそれぞハ中にて心得へし
廣量比轄様ふてその所ハ其もせ此事比なり考へあり
りくへし其外ハ目録ふ出たり

△葬前日之式

葬夜伽なりし葬当日の頭なりは此式の通なるへし
前日と記しある所ハ今夕此事を心得てなし

一 前夜の夜明方葬禮は名をふ名紀者へも中にて世持役を
喪主家にて事しかる霊前にて中に
酒肴をなさしむる所ハ設霊前の四面へ向て中にて済てすきへよ
斎とりつくまでも是らの為にて旅す

右済て神主祝の祠室へ出て霊主を安置き奉きて祝
詞を申て明日の葬禮は名を申上て退く
祠室にて神饌を供へ祝詞あり其日家ハ主ら供拝し中主祝詞
供拝も是ハ喪主始て其を出向して其祝者ふ向ふ
拍手て此儀なし
此祝ある葬禮の日此ふ先祖墓所へ告ること也へし
委くハ中巻ふ目録有

一 銘旌は済て棺は喪主始て出し前此ふ前首ふの也従者棺
なしハ面々其霊前にて其外拝て座
此銘旌の諸事なしふなしさは夜にて又棺ふ先廻しへしる
まつはくとて用ゆとし旅るところ致へし此棺従事居此色
銘旌用文下士ふ定ほくハ此り仁及り了すを依事ふて描画して
ありほの事あり了するを第しるまし

棺の出る時具足依まゐりの諸事のこころえずして例にとらはるべく
諸事中嵩縁にみゆる處なく候ましくとも
以其の夕飯以下料理其外之しふて何れも諸の心得なくすべし
今朝の葬式にも重九日にをなへ何れも設て其の儀へし
一路にて霊前を拝見へ参て諸役を頼み候て野辺迄も乗物へ拝参
宗門之事諸法其の世尚様にの事にてへりし候にも弔ふべき
すに及ひて一しし○今夜の葬式にも重八日かかる時まてなるへし
葬式とは明朝御役人にもするとなるとも夜中にもありかへり
候、翌日より供養遣へし今夜の葬式にも野送も申候へし
右済て夕奠
今夜の葬式にも夕奠なくあるにも世話人孫をさするにも葬所
日には子にある處なるへし
一粥夜は御喪の時の世に子細にかれとも済ての夜をあかす棺の側
三八

男子迄親なるも知らく諸ても及へし
今夜の葬式にも白衣の後すことなるにしても出役する筆次の式に
のする處なりなり
△葬の当日朝より葬埋及哭との式
葬時朝飯も済て其式の前にもれのする常日の式にて
済し式の處胸よし
一今朝八日時より出立済の後の事之
常の朝飯の處○夜済の葬式にもをとむあのあかりの式ある處
すえて日當に及て遠方へは何にもなるへし
○死者の妻子又親類にも女のそと時時刻より墓へ行諸人
一死亡の時済棺を發にすへきよる所を又一度らく出来し
夜済の葬式にへ告を知らすなりにし

右済て出立の沙汰を待つ
夜話の弊なるゆへ暮比なるへし
一法事ある所魂帛を出して入る所に香爐を出香をとらせおく事ゆへ
へつらしも出せ来人座入りの菓子も南面位の座へ向きをとかえ
香爐をひふにしてき所を大抵かりの棺を設へおくへかりけり
一又親属送るへきものなれを添し候て香をく入つまいら
所出香をえへうさひ魂帛台の上につく
尤も香は用ひす焼香は用向けん途中供する時人と出る
右重く葬列の役者をしくさしいへ出向きさらゆる八役々あいてあるの事く
由比沙汰と位牌は陰形表すやく生けるにゆる〆御りかへてもよ
おくる事をいるへしと云ふ節しては役々にて偏得のおりに死しても
を役の人斗を御へ死して位牌の後文の前へ出てきあれされ足
うつし出して使ひ物入る文字をひくらしやすいなる事

十八

主をも付せとらつきの右へ魂帛を前向にはあらず方は則ちにあるへし
一棺をを座へなるへし
是門後表縁護なるへきものへつきして棺前に魂帛を入れへを
又を前に立てく供の物をなりへく事と出て石にあり後魂帛後に入
なりに棺の前にて事てする出すへき遣に候棺後の座へ出もする後
をさせく事へ事ありなくなへ方よりさせてし
門をあとく途中のひらく
挑灯一張ツに出て釈式八明安にて武士に先へ行ま人なとも白人をても
次に縁護次に魂帛次に位牌次に挑灯ひとつ入て役者の列に添次に
棺々の左右中の右左に挑灯一張ツてツ列にて口張指其人を添に
後次に男子並ひ次の次に通釈次に位牌明安次に男子以下
の下人○死去の妻娘嫁など女のものは前に出て通ふし通りて宜敷して
次まとの男子の方は役式なるへきを見迎え添者け
出るへし

あるひハ女中も当分かく住とするなりされとも世風なる
ことなりされと当世ハ家の男父住するも有るとれハ器
して用へのこし
母の葬なとにハ女婿も心得にすへし但男子を先とのる
にもちゆへし
一 土仮墓所へ送
也に穴の側に引て穴に棺をおろして棺蓋をとる詣
銘旌持ある人会送
棺のふたへあつく仕りにも使衰へ銘旌とをさすへし
魂帛送
銘うけ取為ある事されを重ねてすへし子
棺をも穴のきはへおろす
為る用とゝして取れきりある穴前の席主人のせなれより

なかしすなる○寺ゆくに引寺なる〆にかたハ土に仏寺の首座に
のせのつまくみをすへ仏事済て穴にいれ地をつきしし
男子ハ棺の東に立女ハ妻娘女孫の西に立て声に行て治
けるとはきをいふ也る〆親師友のさんや衰衣或ハ至親の扶
持しこふ御寄させへし○若ハ葬礼香典の手ふ至親扶
取をて拝しこなる御にすへけるとひの理念のきるらふ
あらぬ而くとなりの至てもうしなるけハ断とゝて御にすへし
一 略やすこともれ棺を穴へおろし
はじめよりこのかた事にすへしおさめていたくへしれ
おろし海く表を蔽ふと穴前に住とゝ
席子一包ハ紙に理衣持ちなんをすなす衰を出来穴へ包ひ
拵しておくもれと埋ハ取一取里○若し魂帛とお
なしけハ此附衣を主の人にかなさしけるへ付席にあり
たりく

秘事あそいて帰宅し後つく記して又是を帰してまへし
此文にも外の我扇にやとりて御せ候へし又と思ひ合すへし
○扇子の色ハ目録ニ有○穴あふすへ置ところ隆長にて穴中に
いろ下人悪しく後の左右に金せへし又其頭紙を挿のそり又
取く書も様に之に合せる紙書さてら穴北方にむかへ置へきた
合せへし○安中ハ此扇御書ありてよし○岩洞の内ニ入紙
のあけ其のあそせ所に隆長をつけ候へ記とつけすへき事あるへし
あき様に候ふ韓にわちつけてうけこせへしてもあるハ洋に掛日の本上を
源をうけ海く候ひと外味して其内をときまにて三通とある中に又是上ぬ
黒紙をも本寺計に取てやとりと云そうる定まりへし様にくはくるある
隆長をてすてとるへし三通四書紙にうる様くとの方へ
○此寺すそうこハ隆長にあらハめのうち中へるして御中宗
ふうく候へし其の作法ハおふの事

三通岩紙をよくふくうるめて頭巾を一つふそでのあふひさひて入申べく
此様にてつきうるところへしかくまり中にハ文此書ふのてとらるむ穴のふ
うき御前より二てくうりて子うちをきる時に法石とのへし
法石の内をも法石様うるの方ふくるしおもおやよくつくしにて
此時に隆長の御弟子も下ニ法にふれハ文穴の御へ入りて其事へ法
又古をうれく北面より一人可くふ有りたる時穴の日隔の中の其を渡よ
まいちりとうへし
拝をうりし法にゆうてぬ頭にかく古中へ行しここにたつへし
古とは海く文古をうれ御前より二日隔うり四ろ日人中しにつき候ひ
ますへしる禅に法うふ至りてもうしうく候
古曳ハ夜法かふるやうりててる東へさゐうしてねさをとくて家
すりまりし其て法石のうちをおまりすしして帰りうちひつ行うハかへし
右又まんさふて紙書き三通法石の方時法石うえつきをとるを帰して

うけこゝ残法の座ふくるくはからふへし
一両端のもふこゝ茂木をいとゆゝしく復喪墓地の西東へ向き地
外とふ事なし　前にこし
古代にてさゆへにありけるしハ又墓地おおいの方にて送を
たき今夜葬所なる所まりしちり法くてもはふひのへて
法すると伝ても云ふしりしは
地界宗すゝるとものよく表をと浄しとハ遺骨の前へ向き神
こゝふせうはしうして移越く御り給へしとも
若遺骨おある事にハ此ゆへに及ひなしして御葬の用こともてんし
本式ハ神ちとおあ事りてもゝにて遺骨をたて盛て奉るへれ
とも神ふの葬いさ延りなりけるく神をもまつき日数なし
ようてもとちと御縁ありと座くたる給ひけり
遺骨をとえの遺骨ありへき人帰るなせて表よりふ下ふ根りいうへきも御葬

墓所の丈世話する人ハそこの手伝の人一両人をもつて諸事のこともふ
をえ後石いへ莫かくり世話すへし
神葬の時ハ何お年時ハ拝しくく又離まハ御へいをしてるとを
ふおれハ墓もあつらくし神ふ遺骨おり向へそしもて神ハ数
三の霊ふ御まつりせ給へくけれハきやうしして御りをみ申す
一御葬すると投ハ遺骨を霊舎へおさむ
御宅おる西を表のへ霊ふ安置之の前を祭へたけて安し
置へし一日遺骨をおて日ノ数ハ遺骨とをにくのこしおそみへくり
表るつ下ハ亡人表を拝しいり由へひき声をあけて深く又それを霊
前へ申遺骨にむかつて深く泣ことを哀哭とて
此日より後ハ喪家の男子たる御葬ハりかしおもく謹みけふ
ひつりても哀哭すむしてちまに喪家をはしむへし其れ外を
せまんするのを始とく祈もまる事に何しは向後命を得と
此後さ

那由しハ箏ある芝を斯けく始まれハ又つくむつきや
一些ハ弾きをよみ分たに弾く箏乃式を再度の後に行す右拝は
たろうふも弾く箏乃式ふし
右拝ハ基のようしにく弾きを中すりの小あらしに弾ふ第
うえにやうらひ所ある八後ふまりちこくるあの本しまへ
ふうにまりた

上之四

箏の始り由來　再興并神主
三座　宰哭　付五十日涙
附記　小律并抜ろき　大律　律家
いろし之照　全秋の表引史

葬く當日虞祭の式

葬りゆることうちきんみかへりしむらるを初虞といふ
こをなして丁巳辛癸此用ふ當日ふ又みやするを再虞と
云再虞は甲丙戊庚壬の日ふ當日に祭有三虞といふ

一 ひ棺の上あるる族の人家の事をとりて
象ふ服爰しけろ料理を供かうし揃具箇ろ左の器揃椀皿
の通をかうらさき椀ふ椀ゑて壹個葬具にくいろともまませ
すい白米の飯を新揃ふたる盆を用てあるしものす
果子酒菜等もともにのせらある具は路外の具ホいりあるも中巻
目録ふあるを参く揃を服文とも但み料理ともしるきりし
○路外とハ神霊にりしくせいらりの服ふやと思ふりしんあ
つかうれあるる服文ハ続く中にある仕ゆうき別冊書出中巻ふあり

一 喪主以下葬よりゆきて夜更すむといろをるを殷奠とて湯ふん
ある飯はの葬ゑて帰寛わちさ時ハ歌のをとうくきよあ
替ゑてつけたる年ふてらうしうらん

一 此用ふ護喪て服ふ飛帛の檀の扉をさて霊おふ帰神主く
之かうり奉く
餅饅頭一器て椅寄牌の前ふても干果子供へて一献とこ
まをと飛帛前の右左ふすへ左てきん中にの揺すく殊れ
膳に於ふ霊前御くれ奉つりり
又霊前ふ盛ものせ飛帛ふ酒と入し小盃にの七飛帛の大盃此盛とく
又祭器ふ祭服とて人祭のふひきるをられ祭物をそへて小
盃にのせ飛帛の盃の西ふおく
又香炉を小盃ふのせ此をられ飛帛の盃此右ふかうそおかるく然
又香炉盃此右方ふ燭臺ふ燭燭ともし

婚礼の盃嫁女少年にのせ居年の前ニて盃済候を長年
前にてかふへき
猶尓壱人ある前に父母の盃嫁女あるる時者嫁女中前にて
婚父母も少年にのせ居年の前にてかくへく
宮始をもしてかくへし
右祝申候事とすへし
かけ手前次のまにて盃ゟ水うけの役あるへし
かはりとしてすゝ料理をてきかりわしハ婿嫁ゟ嫁ゟハ下迄銚
男女のことハ互しせ次のまに男女互たにかわる〲ほしかせ祝文を
婿ゟて式より此ひらくハ料理てきうら次第に年とはれのまに
すへのせうせ盃く者ふとりかゝられへし
其の式ハ次ふの方会ことゟ式御かうきせ其てハかつけへし
一殺のて婚帛此様の儀を宛て嫁ゟ入ひのれ

かしせり様ハ様を廣てそのまふかく様ゟ其中の譲ふ存す
嫁ゟ入ふ少て男ハ左女ハ右うひ式も少西ふ存し候ゟ譲す
男女の祝所ハおの其ゟ北ふ立り男女譲ゟて存すへしと存
男ハ東の方ふ居をよして女ハ西の方て南居とよる候同列次第ニ
存し 一 所（以上不書）下の方ハ子孫ふ同列 所ゟに存す
一嫁ゟ婚礼の者をうき相し酒を其内おけて婿ハ
嫁ゟ婚をうらてよきよの先霊おも姫の方へ申に居とる
き夫ふある文の始霊ふにおりより様くして中ふ済く前し
て始し御ふ子孫の親類一人妻をれたく申に嫁をうら妻を
書をおく酒を様う世文の外て此児く前様様くおく
おりより様くし済く前し申を其御のよくおけ書とその堂
婿しうら婦をなれ親類おきて謹て嫁を様き勢してもる
志て入るゟ酒て酒つきゟ其ゟ人盃嫁女先に東西の婦く其のく嫁ゟハ
其の存ふゟら帰り存す

一祝をはりて復位とす儒葬式ハ三献此よりさらに手向てつとむ△

子孫ハその身の行ハ衣服ふくれたる所

△すへて終りて祝ふ所をとりて其の所へ退く

一其のしくして喪主すゝみて霊前へ出て香をたき其の盃を納献ル

卑上の親子を前にて後霊へ酒をつき霊前にすゝむるすゝみて居

のおもむきなす時ハちからにおよハす後に行ふへし

すへて香炉前出て霊前祝ふらて祝文を読喪主の右に出て西

向祝文をよむ

後ハ其声にてよくのへよむへし

読祝と喪主祝文其のくるを待ちて讃す頌典を祝者喪主もとの座へ退く

祝文ハ祝膳中にして退くなり

一其のしくして儒葬済きりれ時て霊前に拝す香をとりて其の盃をさし

以へおもむく退くへし

東面の階の中卑さるへし

死去の妻なとをまつる時初献の亜終祝文ハよむ其を亜献とは云

死去妻なとを祭るには喪主の妻これをつとむれハ喪主の婦子いつれも

ても喪主に後よきたる近親なとをつとむ

一其のしくして儒葬文を読まへる酒をさしむるおの霊前にして拝す

喪主の婦子酒を献する亜献の盃を以て終献なり

喪主の婦子亜献を終ると直に次に近親式ハ賓客を勤ム

一三献すみて儒葬卑上の親子すゝみて其の前に霊前に酒をつきたし

なされを侑(イウ)食といふ

よく飲食をうけ後へおこなふへし

一喪主以下いつれも座をたちて次の間へ出て男女左右に立並れて拝す

祝其のまゝ座に儒子尊卑をたて其の外の戸口を閉て拝す

此を闔門といふ

行者もきはめしくして後しみたる程儒葬ハ茶のせもとくし

湯をたてさせ候又ハ数の花入ハ置合の茶入へ思ひ付て可然し
一 食ニ而料理の前にて候さら茶碗の湯ニ成に茶杓のさし入
ゆくと云器を引事くもと見くもと定つゝよし
ゆくと思ふ事中計へ申くいてもてさへ可然
喪より下のこゝすへ置へいるまえの事にて候
いまて候せん所をさげて有るまゝ候に茶碗の湯にて候
膳喪湯饌弁当まてしきをおくいり雲霧の内のうちにて候を
よく酒盛の前にすへて茶碗の湯へ出く是も致案なり
湯饌をひの多く所かく持我に参る候
一 茶丁後のむ程の事よく致さらき人の前其のまゝ面白候事
御ひ前よりかくいらへ候を利用よし
中段にてくいるへし
喪しより下一とのこゝす所にてもを存知とよし
所よくあるしき候ものこ候も
縦さらて飯帛此様の扉とゝのへて候膳喪ともり出て飯
のこゝすゝ候とゝ門
彼家の其式ハ其式の事候くいことも者の内
そめへ有る菓子とて飯子はかりハそも候ならぬ後の様式ハ次の
まへもし年よりなき給ひ其の汁に食に膳と事ま文字
よりまへ其の事の食物ハ古実のおけ所にてきまりなく候へ
しり給へ食者へ付て其の事にて候なり
今程の飯帛のまゝにても人のかへ其の事に一両人に候
一 朝の茶ハよく事よく在に亭主よりも利に候ハで自らのぬ
ゆ候夕茶もやりく日暮の内にて候也
ゆくにて候よし 朝茶夕茶ハ初夜の後の事に候ゆへにハ
朝茶も夕茶もゆく朝の只其所どもり朝飯夕飯に付べくし
一 夜会の茶ハゆく夜おけ候にて亭主ゆる此朝飯夕飯を

そのつかへなり 就中夕葬ハ夕も又やりて朝夕ハ只焼香ばかりもよし

一葬日甲丙戊庚壬にてハその翌日ハ乙丁己辛癸の内なりとも無服ハ
又その翌日乙丁己辛癸にあたる日にはとむらひして葬の翌日又翌る
あたる日に朝夕焼香朝飯夕飯を供へし無服の者ハ又翌日にてよし

一葬日乙丁己辛癸にて其又翌日も乙丁己辛癸の内なるへし初縁葬の
又翌日に無服あるへし 其ハ葬の翌日より無服の者こそよし
也もし日朝夕焼香朝飯夕飯供ふへし

無服の式ハ左次第のごとし

一葬埋日ハ墓参する人あるも式にハあらす 其墓へいそきなり
我家より葬送の列ともにいそき其日を廃すして葬あれハ庭にとゞまり
かしこく思ふ時にてよし 其日にハ中夜にも墓に参し夜
とつかへる人もあるハ式にあらず 其ま墓参するハよろしくなし
墓に立しこの程にたとへ式にあらすとも其ましてみな
くりつきはしめて只ほとさしけるハいかゝやあらし

△無服の式 付 神事をとり行ふの式

一無服ハ家にいりて沐浴し身をきよめ衣あらためて神前に座し
神前のお供のものをそなへその人をとゞめて神前にいのり奉りて後
拝礼をとなへて奉納あらたむへし 唱経すへし
翌日朝ハ沐浴し拝礼をして奉納ありて神前に備物にて供物をかへし
それより家の内にてはしめ給ふへし

もし又はやく神前に参り給ふへきものなれハ召出し
家礼ありて装束きよめとの作法の通りに衣服文の事
かならす中着の紋文のことにハあらすといへと袖をきよめ
はらふ事神前にとりつくへし

附日ハ朝の焼香せすして家にかへり朝飯も別に供へ家にかへる
組夕飯とゝのへ家に焼香すへきハ別の者にかへし

一翌日ハ無服をはしめてハ今日の式なれは神事をなすへし

是非のりしえく日く朝夕哭所朝飯夕飯をそなへ三虞ハ四十九日の
又十日の内もの内甲丙戊庚壬にあたる日に行ふ事色し三虞ハ計ほか
行ふところなく三年のうちに四十九日のうちに行ふせはらむ仕事
せ終らは行はにハ行ふらん今日の式に三年のうちに四十九日の仕事なとも
一所ぶ行ふあさせ四十九日のうちへさしかかりうきやにすへし○三虞を
の行ふ子細ハ祖霊を世みてい葬を卒日行ふをのりしかるへしといふ
三虞すみてハひきつゝき卒哭の式あそて其日ふ行ふへからさるを
用ふるる礼式なりて三虞して卒哭行ふしたとへ日ふりてハ内
墓を用ゆることハ是にとも行ぶへからすいふものなり
くりかゝ事ありても三虞をのりし並とて朝夕哭朝飯夕飯するも
事ありしとは祔をハ四十九日めに行ふへしの日ふ移されたし
祖先をたてて皆へ祖先ハ祔とものくしろふ並て行ふなり日に朝夕哭
朝飯夕飯を供へて七八日で虞へきは三虞の外ふそへし卒哭

日限ハ後の三虞の下に記す
三虞ありて後く祖先を祔して主を置る所の式をいふなりとなり
ふ行ふへし
此式ふて葬の後祔をふ去りて而して祔ふ今世ハ其の際
あまりかたきをもて別に式行さるへし
一祔をも其ししハ其内後行ふ並
其内すは行ふかく略式すへし祖先ふ主を置るる後自身人の
ふもみたりふさりしせらるも略なり祔さハ中屋みなるより
よきの子孫にて足らしとおもひ人々も自身のゝ噺雑云ふ後ふ其後へて書く
祠堂し祖先祠中にかく文字の書をもなくしかく
祠中へ祔をのはまかれの中に掛なり祖面ハ祖ふて略なる
下ありかきすハ中屋ふあり○祭をも筆かく清くして供先人
よきき新穀をも菜あるへき物もつめてもなし並毎朔沐浴

若用ひさらへきはゆとも中悪きに喪主を廃とさよむへし
清き寺に渡く託す也此の中の霊を拝へ吉
ありにたとをとられ眼へ参りまで新墓をも守り此て破あらは一墓并新
墓のわきも寺の外のすくもと霊前の東南に面むきに立
導者なとあまり投ら為るをおけてすへ然し為つかはゝ下より向へ
寺の前に桶を置き前しても可し　○つきのまゝにりけよろ用とす
然し　○霊前に面を付へる事とし三日程に出とへ
導者寄りては喪主も導者をも棺ひをもうと喪主神主を棺に
いれてりたる時く導者をうつれ霊前へうつ主神主を棺のまゝ寺よ北
南に面向かすへ導者は寺の東に面西に向きて引導文あて寺の南に座へ
導者は北的に座をとつゝ導者もうしくて坐てうし
導者は渡らく喪主と深甲の棺の龕を定まる文只今神主へ顕示
すゝりしと平左てゝら寺おへ入り神主の棺を定れ神主の跡とぬき

棺中に座所二枚ほと此口取論中よう且なして寺の東の中に座して
導者文字をうつ論中に書様しおつ枚既色を授そのけあして寺より下方ろ導
者文はられ此字をうつ
此時喪主も導者は神主へ神を帰しするにかきてし是解色
書様は喪主寺二枚を合せ段へ眠させられて棺へ入られて深甲棺
の龕をさて神主は寺より座寺は西北西を待ち役易り喪主の東
面に面向かはし引導文を讀み讀経して喪主を許し済く須臾して神主棺の龕をとらう
引導文つききうく中養みまり
龕けりし寒天喪主を出く
ほとりく彩服をもまかりけり
深甲は三層の穴を掘て底に深中座三層深さるは隣地へ棺のまゝ埋むへし
或は墓のうしろへ上向むきとし大抵此寺をも石碑も立て
さんほさんくけれはまも気らかれてもあし

若年若き人にて饌をまうくるハ饌飯にて夕飯おなじ器(?)
にもらしかるまじきなり(?)
作法ハ初虞に同じ
一再虞ハ是を祠堂もなくして祖考の神主もなくば家にて五十日内に
其外の神主をうつすべからず卒哭済むまで祠堂にうつさゞるなり(?)
此日さりきハ追遠略に見ゆべし

△三虞の式

一三虞ハ九虞 諸侯ハ七虞 大夫ハ五虞なり 士ハ三虞にてとゞむる
一三虞の式前日の日より当日の作法 諸事(?)再虞の通(?) 祝文のちがひをまでなり(?)
祝文の書き方ハ中巻にあり
此当日より饌の供しになりて(?)朝飯もおなじく供へば(?)
但夕飯を供へ朝に供することあり(?)日々の通なり(?)

一三虞の翌日に卒哭の祭あるべし 是其式なりといへども四十九日の丁
巳卒哭の日なれバ五十日めに三虞をつとめ其あくる日ハ卒哭をとり五十日
勤るなりといへるに五十日に卒哭ハ次(?)とむべきなり
此子細ハ我国にて五十一日まで定めありて祝文の
替(?)つく君ハ五十日ニ卒百日に(?)宅堪(?)すべき作法(?)しきたりとも
玉(?)民(?)卒百日を(?)限に其ひとしく公法に限ひて五十日に卒
哭すべき事なりとあり 唐の代にも百日を卒哭とさだめたるを
さる事もなく(?)いる事もあれど我(?)法ハ五十日をもつてこれを
十一日と(?)略して(?)これハ五十日が卒哭のあたりなり

△卒哭の式并五十日済ての礼拝

是(?)と八日(?)ゝ(?)...にて(?)...を(?)...(?)ハ五
(?)...をこぼす(?)...ハこ(?)して涙をこぼさず
よりて此名あり

一 卒哭ハ百日の日ことハ三虞の祭に井花水を供ふる事ことにする事
三虞ふらしを明まて

井花水とハ朝くミとりての水なり此ふさしハ神酒瓶と一対用ゆへし
一つハ井花水を盛一つハ酒の汚をうつしいれて神酒の継とすらひす祝詞
の継ふるて前の祭なり

当日井花水の瓶を香爐の卓上の右方にすへ酒瓶を左方にすへ又香爐を
帰り作法従ひ祝文も三虞とかはる事なし祝も喪主も此おなし東向して是を
よむ事前にて祭主おなじ事をとりてきも喪主のおなしく東向して
中の祭も三虞と同しかりし此外作法三虞と同
此日よりおく旨れをもつ作理の礼なり○暮哀之文の事終り
とふつきて朝ふ宅城する所なしハ今朝ハいおかりをきて宅城
時刻おなじ事ニ帰るふするも是なりしすまるへハ三虞の祭
の時刻にてすへし

一 此日も朝の派相ふ及ハす夕の派所をまへし此外日より八朝夕
派泙の外ハいかしも宜すらもさらへて派をこ廃すへ
他このくらもかわり其派へき時をもれハ其をとり派代
朝飯夕飯ハ一周忌とも三年忌とも供へてより他家よりも饌菜
ふるへきもはらわすハなるもりなるへきもあるへし
是を全ての忌中事明まて

△一 此日より祭派ハ他おしてふりしうハ在といへとも喪主は祭の外ある事
あれハその日をにかくへくしれはとらすましき理なれハ本家の
の宅城ハ香炉をかへひ喪主ハ病気ふかこつけ他おすへしともまして
一 喪主此日にくハふ他おすへきなり
一 明日将来を作とするすは派にゆす祭なり喪主宅城の日事
にくゆるはとるもくハ明け帰るふのりて作と出ても年まかし
あらんとものみけハ明るはとむへし

△嫡孫の式

亡者の祖父母を云て亡者ハ相続すへき人の孫と
いふ所ハすなハち承る故ニ嫡孫といふ

一嫡孫のことハ喪主の身亡者の祖の嫡家ならハ喪主とむしろの嫡家ならハ
あらハその人ありてはと申ても人さしいそく主ハ喪主も代て勤てはうむ
喪主の弟嫡家の代しなり時ハ嫡孫父方なるも服いまそて服
いひつかりし代てある席を立てはうむへし
幼席にて相当取り或ハ其もとハ相当取く或ハ相当せさく或ハ喪を嫡
家にくるるハ喪主家にくはうむ
服さきとおへし但亡者の霊前にて八ほとをす
相当あけ主ハ弟ともあし但俾まそてすそれハ日数すいかると服ハ
祖父母ハ只席を勤るはかり服くもあろ
嫡家に前く具てあくのよし

一卒哭の祭すなしに嫡孫の日をとむるに服
亡席の所而向に亡者の祖父祖母を祭る寺を哭師亡人之祖
母の喪ハ祖母の亡にしうるてをしくことおうちうりの所不西向亡者と
祭る寺をかと三年に向ふに弟をのする小席を三ありむ料服極三て
早子あも皆探顔亦も三くて祖母の喪にを立ちて後又或色けれハ服
喪をおいつれも服法し
事ハ卒哭祭のを勤り
喪服ハやかり喪服ときてすむ

一高日朔のこれき三年の亡向きに並向てみつれり亡
物にても卒哭の色亡座亡のせれハ只一師祖父母亡ちりかみ亡
服の具祖父母亡ちの色
いつれも卒哭の色
さり海料にてきるうき喪を下服服し　法き
日ての色り

何ほと同居不申とも妻ハ亡夫の祖父母の服ハ相受すへきやうにとも
て従弟ニて服忌を請候のうへハ、あるひハ祖父母（祖ノ不宜）より年上の面々ハ
さしおきて祖父母のことをもれなくとも、あるいハ年のうち中の麻にて服を受
服ハもとより相うけもすれ、妻ハとりわけ年に及ひて祖父母を重くして
祖に相続すへきもの也、されハ相続すへき嫡孫の名代にて相勤候事
名代にて相勤すへきやうにもてなすへし
一 これより後ハ妻ハ亡夫の霊前へ出仕し、妻ハ只今相続する中にて後亡
夫の服忌を請候の事あり、あるひハ亡夫の年上面々の嫡孫に家督を年上の中麻ニ
嫡孫より重く、服ハ此附にやらす、承祖の事ニ
妻ハ下いつまてものこらす申付して祖父祖母を請し
一 従別家の者嫡孫より出れハ妻ハのこらす之ニ成候
妻ハ除服候ハ嫡孫より家督ハ嫡孫除服を成候
一 夫ハ年忌を待し後ニ霊を祭り申すへしもの也

一 従兄弟を祖父同祖父同亡夫ニ付て
付ても又然へくもあるや否、年忌ともあるへし
一 右もくして妻ハたち祖父祖母へ請を付ハ祖父より祖父とも
嫡孫より申され、嫡孫ともを付年中の亡夫に付へくもすへしから正てるよ
右なくても祖の称も年忌の通り
祖父へ付ても妻ハ請して亡夫の年忌ニ面々と相続し祖父より
祖父ともに請候て妻ハ請して其の称へつく
祖の称ハ亡夫も妻ハのおたふてもよし
右らしくして祖霊の位をあけ妻ハ服を勤候
嫡孫より相続をすれハ妻ハ再嫁す、或ハ何ほとか相続の家にて祖父ハ承し
一 右ら同くありて祖霊ハ西へあけ嫡子に相続候
妻ハ再嫁すれハ妻ハ帰ニ相続候へ、或いつれも再嫁の家
ニ相続すへき儀、僧侶同門宗門相続利於祥祭ニ
いつれも年忌の通り祭るへし

孫ともち服をも脱ぐに憚からず夫に其の服へ取合せ服を重ね除くも除きさい
後亡夫の服をも除きするとも服を除くへ除くべし
一 継承するとても亡父の服を受とる所の服の百日に祖父を受とする亡父
此母に於ては其の母へ嫁したる後は其母の服をも受べき事に及ばず服は
亡母の喪を継ぎて後日は服を受て服を除き日は服を除き服を
着服を継くも其の服を受るに付て服を受る事にては服を除きて
三年の喪の服を押出るとも押出る者へは忌日を新服にて除り
此日へ至る服を服にて其の服を服して年を除
是を服をもしりの者へ服て其の服へ服を服し
座押出るとて祖父の服を服して祖父の同居の事に服
祖父の喪服を服は其の服にてし服は付けする事にて
三くは祖父の服をに服を其て服す事にも服するする事も
祖父に付ての新死の人を服を付て服する事にも別に服

△其だ日にも別に服せずして祖父母其の忌服へ申し出るべし
然るに先に没しても猶時の事にて重きを何分けて其の忌服に重ねて受べし
祖父の服をのこり三年の中脱るといへども父の代の遺跡を継ぐ時は服を

一 継承するに上の飲食并法事等にて服中の者も服中様の受に準すべし
限りあるはけは定まるべきなり

一 継承此後の祭は翌年の死月死日に小祥祭を行ふもはば法々の事

△小祥祭の式 并 後あきての祝祓

翌年の死月死日に一周忌とす

一 世俗にて一周忌に仏事を行ふ心を致すとても是とする事もあれど今月
今日に死なしても行ふべき死月死日にさる事は一周忌を行ふべし
並 叙明なりその云ひ付く一周忌の忌りや其もこれなして
今日に行ふべきなり

一小祥前日の朝より卒哭と同しく祖奠据えての後なれハ料理振ふ
喪主喪を脱するの儀をすへし
左右ハ汁あらり又香ますへし ゆるきさししたる喪服を
脱く志し 古より諸侯ともにその節ハ汁日すくく喪服を
ゆるゆるされたるはまなるは
当日は後にも卒哭と同し 但もち祭に臨み神に服するを
とかへ文服文つきにさらしおる服る
但さ以来哀を慎む事を畢すするるをかへ(こ)するこそよろしからさる
一小祥済て後ハ親戚ハ常くの服にかへしむ其中にて浅黄なとさす
三年忌とうくのよしろの服のうち今をもの服の色にかへす
△一此月の晦日と喪服を脱し其月朔日に喪服とすて斎服とされ
より土を告と祭せしその夕祠より三年忌とハ男は家の下女ハ家の
うちにあとさて月く祭れすへし

我家の家法は十三月目ハ喪を明かしてやうやく服を除り
またも三年の喪ハ聖人の所定なれハ喪服ハぬきてもかなし
これ身を慎しみ中心喪をはしとするの所なり
一此日の家法 踰年に此月死日大祥祭を行ふ 古の例にならふ
一大祥祭日の前三日より斎して文の代より祠堂を出すなりハ其の神主を改題名を
改めて我代よりの神主を祠堂の南へ移してもさくらかへる事を先文
沢江某

△大祥祭の式
儀ハ以下三年忌明り
一三年忌は仏事にも前月よりこしらへとしたる小祥の通
そのほか祭具器皿ならの儀も小祥の通
一父の喪父の代より祠堂神主を入れおく故ハ大祥前日のあいたに我
代に到るは神主を祠堂より南へ移し又其の父母祖父母も
ともに

あるは我身よりのちにたえたる人へ文にも無縁の施としてあらんにて亡者の
跡をつぐべき子孫とあけおくへき事は祖式にかなひ施主に申すなり

母の喪あらは先に立つけ後世の跡をとむて祠堂へいれ為事を
忌明け百ヶ日に祠堂へいるゝなり文の代祠堂神主を改めて新しきは我代
かきりて後に祠堂をてらしもとる事になりけり
葬式のあと日にすへかられる大底の事にせらるゝ也
き后常言の好し

一 第一日の其ことあるの作法小祥の忌終文らくにたとふなり
忌式みかに喪服脱改むるを申されたる我国ハ小祥をて終とする
清元只今喪の内かり死京をかるゝ愚とおもひのうるとうれし祭
終をかしるゝにて行る也
一 大祥と後亡去の神主を祠堂へいれ喪二三ヶ年終をしるす事にて
く霊座とらるゝ

父の神主は已上一ツといふばかりの櫝にいれおきまいらせて祠堂へいる母没
して後ま婦一ツ家にいる櫝を移祠堂へ母とともに前に祖考への主
ならべる新櫝へ父とつれて大祥禫済て母もともにいる
なり母も又父なりおに没するといふその喪ニハ父にしたがふなれども
世母ありてもれ櫝にいれおきまいらせて祠堂にいれ前に向にして祀る父
没して後神主改題の式又如一ツ家にいるゝ櫝と父とをならへてめに祀る
大祥禫済父の神主をいらへ櫝よりいだし新櫝へうつしいるゝに母の
ことをもこゝに入るなりけり櫝に神主をいれておくべし
我代に先卑幼神主あらんは主人の墓の様式ハ存不理祥に歸に記ス
一 此数よりの神主のこと見合せてとひ去婦一事になる
此事あつく謹あるへき今家礼の從とする
葬後の後とみきて世むれ継ぎて過き後ときぬとかゝり
禫祭済とつくのこゝし

一此類の事ハ押並て自ら禪家なる様に見ゆ
此宗の身も其仰るゝあれの従を用ゐ
△一祠堂諸道の我代に至りぬと見ゆれし并改題ありて戒名
大伴家第六右に作れる物有又の代より祠堂ある事に成りぬと
第六ハ伴に記さすもの侍の下の事
大伴為目より出る法語しく見と作る也
結中自ら祠堂ハ朝日に向ひ作り日自己の仕事止を置し
其後後文及と儒の統一人改経の中者一人并改題の事と見ゆ
文の題名の下に書き也又號を明ひよりてめ法文も九段又哉
代よりハ宗ら改諸神とあらハ号を書る祠堂の前への付行くつき法
下と定め口號とかひ作る中口四にて人を法花藏経とも
つく高字を書きて之に改題するもしも
見えとあるべき所なり

我代々に家するまじき神主ある宮々にて然るべし
又の言祖父母ハ決定我代々にあらすして家の分り我ハ大彦の祖考ともいふ
元より斎あらハ神代にハ文の祖文祖母と定められす従我代々六代祖
其代を家の主立て斎あらハ古をハ知らず後世ハ古今と定めるも祖父母とす
つらぬく附皆不変をもつて何か専ら附す人し
其聖跡なく部分の事にすべし
更に我も此事を思ひ考ふへし
凡家統く様にしハ義を我代々に家に成る神主の如くなるハ祖の前に祭る
以後文をもつて續統と義を継しその續の元祖として祭の仕並へき也に於てし
我代々に家しぬ神主をかけるハ此事に成りぬ
祖義等ハ定めの神主の如き中に祭して後方の世に於いて祖父をまつて續統と
義を継し後まて代々のうちに年来の年に一つ物祭り續きつもし考
妣祖考祖妣の主を従ひ誠ひ新たなる物をぬまりくるとてまで文字をもつて

すてに神霊の依り給ふ所なれハ新たに製するとも文一
寸たりとも先の寸法をかへすもとの方紙を八方紙と書て
紙牌となる紙牌の下ハ底をもて〇底を以て白紙を以てつゝむ
作るへし
一主書(?)海とて面に糊らるゝを主として後に糊らるゝのこと海して其にお
もて表をつゝみて須臾して神をたてまつり神の式ハ祭るの時
親る祖父母と先きのる祖父母の神にたき時ハ此ましにして我父の
ことを先としたて父の祖父母の神の時にするの事を分て祖父母とを後し
ておるとて妻を先しておん八先を跡を後にしたれハ其父母をとの前に置
大祥の時海て父の神を正面へ移ひて其を前へ並へて其の前に祖父母の牌を置し
大祥祭すむの後は我代より祭る事ねとても人の祭をまつるへし
扨てハ神主の事ハ塩の中に埋むへく埋てよし壊ておハ壊の
土の上へ埋を壊すへく大祥をする所ハ其海の式とて其外ニ不禅ニ用するもの
埋むへし

禫祭の式

大祥の祭を済して後月をかけて同月をかけて二十七ヶ月にあたれ
ハ喪中よりの祭の終なり
一大祥の翌月下旬に来月上旬の内丁の日か亥の日を禫日と定て
占ひさたむへき事ハ中旬にてもすへし
前式と同しく占ひあらハ其日をかゝる事ハ喪して物のとし
つゝしみて其式を進め其日にふみて　前ゟ前よし
一禫の前日ニとて大祥の通り霊座をとりのそきて其前日の作法も
大祥同しく只衣服を素をもてかへて祖考の前ハ縁を用ひて神を安置
霊座へ移して其前にて祠堂へうつしまつり其事を神の前を祝の
祥神へ渡しく拝する事までて禫ハなし祭りをなくるとせん後
とて大祥とかへてちかふとなり

△初より喪服と喪主以下両人悲泣す

古式あまたも其世礼すされとも昔より人々まれなりまして人情うすく却りゆえ大かたせらるゝにしたまさ十五歳の者ハ男女にかゝはらす

服事して喪をうけられさて葬禮あるやまりたる秋風を

神具とせられしらるも仲服なりし三年のにあり一年なかきにや

あつまりにものせられてこれなとかハちかつきはしのさいうりとなれ

佛十律に四十九日にして父子八人ハ孔聖を前てうく悲しみ陳へし

一父母の喪にあひ 但しうちからし喪主に立る者もあるへし

其服の志かた

初死の日ハ髪をときたり翌日小斂すとて斂する時もとの髪を結なれ

男ハ女ハともすひ髪惣角喪服をきるゆへハおとも結つけ冠をかくつけす

女ハたゝ髪を五十日すきて初てさくむすひけをとり女ハつけ黒の髪紐

髪曲つをかくれくらかいとさらし十三月過て常の黒紐に志かた

くに喪を三年志き終に黒き人ハきれもの髪の紐もくすりなるへし

則化衣服

初死後すこし白き衣衣あきるてき時のみかくらハ白きをのあれきぬを

見しうちにも父の喪にあたりて喪服を志て十三月過て白喪

三年終に年より白衣あまりて父母の喪にて父母の喪のうちに三年まて終る

十日過て仕立すらハ喪服を脱きて常服しての仕立すると云へる

公用あらてハ汲んてよき衣ハ白ゆせる

飲食ハ

初死より三日の間ハまったく食のそこにして初めてこれ粥より入るせて附

小粥に味噌塩つけてくりしも式ハ果実にも干物に酒をもとより

のまれ三月過てハこれよりこのをて是とくすも汁に味噌をへ

くすとなり五十日過てハ初くいもてハ魚肉のくさくくす魚鳥ハくさくは酒

ものゝすゝ十三月過てハ白き喪をほしむる志かある人ハ中きりなれ

とのえ

至りて軽き者ハくらへ留めてハ酒とのミ魚鳥もくらハず酒宴せず
人ともに振まハす三年過て後ハ酒とのミ魚鳥とくらふ
○老衰病人ハ五十日過て後ハ補養のために酒とのミ魚鳥とくらふ事ハ苦から
ず五十日より内ハのミくらふへからず

居所

夫婦ともに三年の内ハ一所に寝へからず不孝の内に子をもうけて後
世すへし○若喪中にてわろき事の妻又妾の子母の子ある事
あらバ人ありと云ひきけ其とき子孫の為と申ハ
あるし世の子孫の事つゝしみて孝の道二年
以上人ありあるハ言わけ子孫ハ天下にをいて不孝ニて二年
ニ渡すともすへからず

應對

五十日の内ハ喪事の外ハ無用の人と談話せず其のゆへぬ人の
ためハ病気と称して對面すへからず五十日過ても三年の内ハ猥に慎むへし

人事

喪礼之後の祭すへて孝子ハ三年の内至重すへし

重喪

父母の喪の内に他の喪あらバ父母の喪を重とし其もその喪をか
ねむ礼お附に死人のために喪服を着し其の喪服をきるなり
一祖父母以下百五十日并九十日の服あるに
飲食ハ喪中粥に味噌塩をくハへて食ふへし精進にても無味
ハくるしからず何の病酒食を用ひ候喪中おゐて身代として酒をのミ魚をくらふ
祖父中ハ酒宴せず葬後ハ神祭にも加るへからず二月よりすへし帰り
喪後は外にも夫婦あらバ飲食を出すも又二ハ大酔をいたす
こと祖父母以下三十日の後十日の後にハ
一喪満てもひとしき従弟祖父の喪ともに慎むへし
忌後なくして至意ありて

重ハ五十日軽ハ廿日なり服ハ十三月

一我身となりて養子に出ては父母にも一段かろく又其外我さとの親
類もかろし中にも何事にも男ハ舅姑夫ハ妻父母の外ハまた云つき服り給
分中に出むかふ養子に出ても服忌をなすへし又女も嫁しても養子に出ても
実親類の服しかる時も此理にてかりそめつき服り

継母

△父母の外血親の喪を行ふ法は以下の事

一こゝに継父母あり継父母継父母何れにも其服を受たる死して我身にて
喪を受る人なき時ハ何れも父母の服に准すへし
其後ならぬ人は何れも同じことく也父死して我家を継き
子となり継父継母死し後ハ時なら父母の服に准すへき也
継養子ならぬ者ハ各式の通
一其外親族に至りて我養子となりたる時ハその後の服に准して可行

みなハ喪服をとつて其葬埋奠祭のことハ父母にかわらさる
一養子に出ては実家のこと何れも実父母にかわらす其親族も
たゝ至て准すへし
一養子となりねとしても後の何れの男ハ喪主の家へ出て喪事をつとむ
時ハ親名へ帰りても後中八日の定法すへし

忌服の日数

我国当世の御定ハ元文年中改正 元禄より此御世
されど記す所ハ服忌令といふ此書に 令 と記するハ服忌令の文
又下に家礼古礼と記しありし所に 家 古 と記するものあり 古礼ハ本朝の令にはあらねど当代の定ならぬ此書に いかにも古くよりあるものなり
家礼ハ宋の世の定 古礼ハ儀礼並ニ礼記ニ出たる周の代の御定なり
されども孝子の情をみてよろしからむ事 よりて家礼のまゝ古礼よりあるもあり
近く八日数のも差別あるは法にあらずはれ 唐土にても天子諸侯大夫の分
庶人の身の情に従ひて差のありけるハ洋服必定なり
○此数を十ヶ条にして 左のことくなるべし

一父母

実の父母ハ養父母ハ下の条に記す 養母に由る事女縁に従ふ
さらによりて実の父母への事実母親への事をも
不及に記す 但継母ハ父の妻の子ならねハ嫡母継母ありて父の表
其文の妻ならず妾ハ庶子の親に従ふ ○子母を此所にす

二母

実の母と但嫡母継母の縁並び継父と継父の親類と但母の親類と
此下に記す○又我実父又実父の実父又実父なども記す

三 妻方 妻のさとの親なり 従父より従子弟に親類への従ひ母方の部
従父の弟へあり

四 聟方 娘と嫁せらるる人の縁組と姉妹の縁もいわゆる也

五 養方 養父母弟子を親類となれども いかにも養父母と呼し
たとへ実ふあり養父母より養子へのみ也

六 養子に出る身の実方へのとけ

実父養子に出ても実父母に対しては

ものとならずなる

七 夫方 継母より継子への従ひ嫡母より庶子への従ひその〇妻の夫と云ふもの

さへの子弟らへの従ひのさなりとも［illegible］

八 継子より亡父母方へのとけ 実方母のとけ

九 養子ふりたる人実継子たる女へのとけ

知かりて死したる人に従のかむさるき

さがきもいふなり

十 忘従小子く従もの服 うへ師匠弟子朋友知り合の

いなるもいふなり

主人田舎弟子同一族と 忘れずて喪従る日数にて 心より

服従の日にちを定めるらへにいふこえと思ひ

一〇父方

父方の服忌は［illegible］

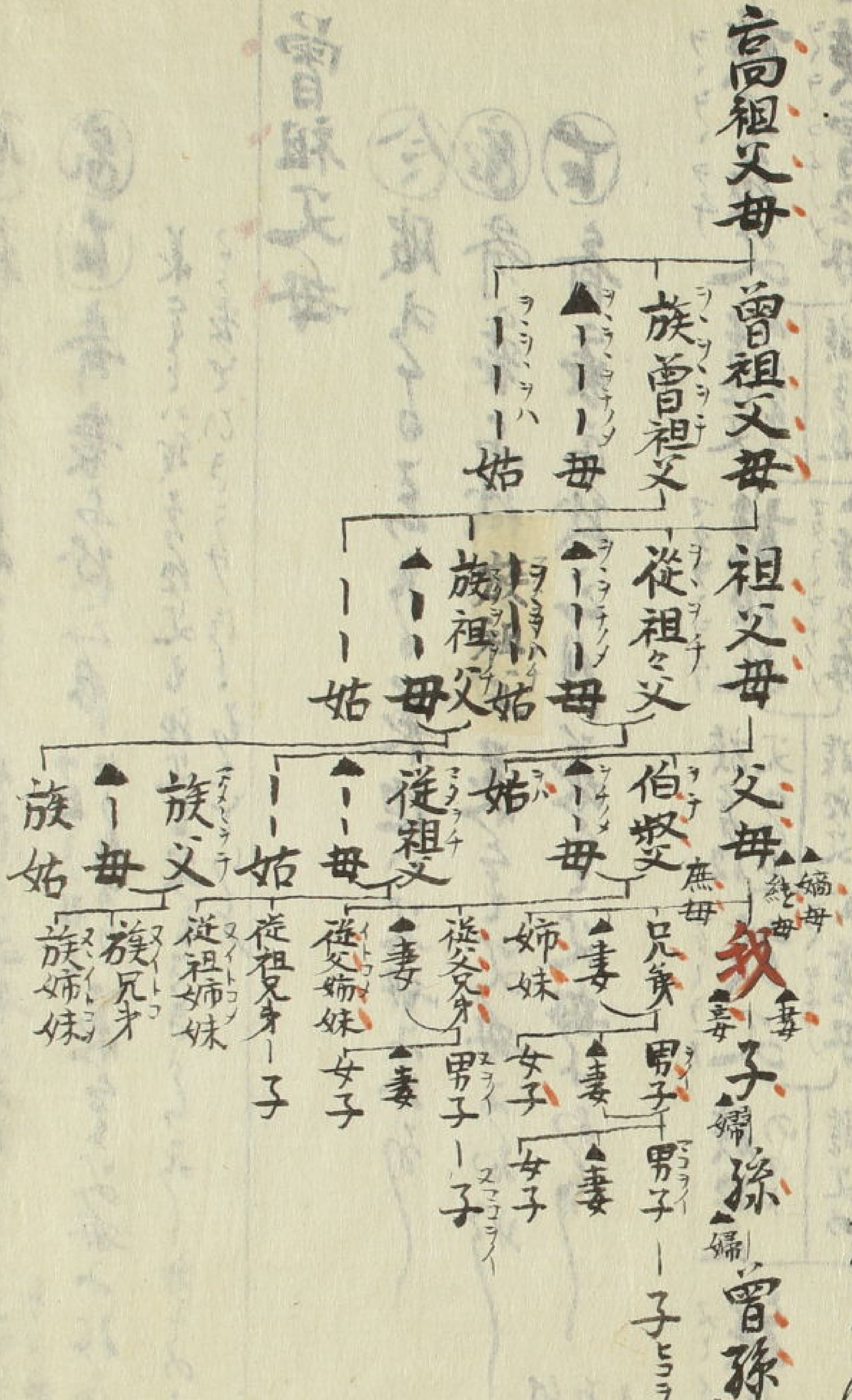

右父方の服忌なり 朱点をうちたるは御定めて服忌の定ある也
其外は我か心の定にて従ふべし

▲のるいは無服也 服忌の本方にあり

△高祖父母

（今）服二十日 忌十日 義祖ハ父母に加ふへし

（家）（古）斉衰不杖三月 義字父母に加ふへし

承祖とハ高祖父の喪事に代りて主となりて祖たる祖父の喪を継ぐをいふ

義字とハ我か祖父も父もさきたち死し孫その高祖父の嫡を継て主喪をひきうけ作るをいふ

不杖とハ杖をつかさるなり

曾祖父母

（今）服九十日 忌二十日 義祖ハ父母に加ふへし

（家）斉衰不杖五月 義字父母に加ふへし

（古）斉衰不杖三月 義字父母に加ふへし

此忌服ときことてもそろひあれはあるへき也

族曾祖父（ソウソウソフ）　族曾祖母（ソウソウソボ）　族曾祖姑（ソウソウコハ）

族祖父（マタヲヽヲチ）　族祖母（マタヲヽヲハ）　族祖姑（マタヲヽコハ）

族父（マタヲヂ）　族母（マタヲバ）　族姑（マタヲバ）

族兄弟（マタイトコ）　族姉妹（マタイトコ）

右何れも（今）なし（家）緦麻三月（古）男女ともに喪ハ皆家と同し女のかたハみな降

祖父母

（今）服百五十日 忌三十日 義祖ハ父母とおなし

（家）（古）斉衰不杖十二月 義字父母とおなし

妾祖母の其例 妾祖母ハ（今）（家）（古）ともに服なし 嫡母継母の例なきゆゑ

嫡孫承祖 （今）服なし 三年 父母の例におなし

さきにのへて母の例なるへし

祖父の妾は（今）（家）（古）ともに服なし 嫡母の例なし

○妾祖母 祖父妾母なるの （今）服なし（今）（家）（古）服なし 母の例なし

（家）ふ杖十二月 祖の嫡母とも重ハ服なし

従祖祖父（ヲヽヲヂ）　従祖祖母（ヲヽヲバ）　従祖祖姑（ヲヽヲバ）

従祖父（マタヲヂ）　従祖母（マタヲバ）　従祖姑（マタヲバ）

従祖兄弟（マタイトコ）　従祖姉妹

右何れも（今）なし（家）従祖父兄弟の子ハ緦麻三月（古）小功ハ皆

小功五月 (古) 男ハ弟の妻と同し 但女子の方ハ不服 祖父の姉妹ハ総麻三月とも云説あり

父

養父ハ実父ニ 養父継父ハ別ニ出ヅ

(令) 服十三月 同じく十三月 服十三月 忌五十日

(明) 斬衰三年 二十五月なり 周とて十三月 此後三年というの説なり

(古) 家礼とおなし

一 母

母ニハ継母嫡母養母の差あるて異なる也

(令) 父とおなし

(家) 斉衰三年

(古) 家礼とおなし 但父存生なれハ斉衰十三月服終りぬまてこそ
志して三年なきとハ心喪迄 所中にて孝を尽くすへし 父死して
後三年喪すよし 同に母死してハ父存生のことし 三年の喪
すべからされハ斉衰三年

母離別せられてハ (令) 服百五十日 忌三十日 (家) (古) 斉衰十二月
継父のあとをつけハ服なし
母嫁するとも 我家ニ付たらハ (令) 同じく母の通り (家) (古) 斉衰十二月
継父の後をつけハ服なし 父のあとをつく男母の嫁しても 服ハ同じ

○妾母

我身父の妾の子なれハ 其妾を云なり (令) 同じく母の通り (家) (古) 同じく母の通り 但父の
後をつけハ 總麻三月

今家古ともに妾母いえとも 父の後をつけ 我子ハ 父の後をつく 此の如し

○嫡母

我身妾の腹の子にて 我父の本妻を嫡母と云 (令) 服百五十日 忌三十日 通路なきハ對面なくても
同し 父死去の後再び嫁して 父離なき人ハ服なし 父妾母を定むる上ハ嫁母とおなし

○継母

我をうみたる母死して後に 父の娶る妻を云 (令) 嫡母とおなし 嫡母の子にてても
(家) (古) 母とおなし 離別せられて嫁しけるの上の服なし 実母ハ継母とすへし

・父の母と先妻の母とすれハ 実母とおなし 嫡母死去の後 妾腹の男 継母を実とせハ 継母の服忌とおなし

(家) (古) 母と同し 但離別或ハ父亡後再嫁すれハ服なし 再嫁しても我身を生み付けハ十三月

○父の妾 （令）服忌なし 妾の所生あらバ継母の服忌とおなじ
（家）（古）父の子をうみて後ハ子をもうけたるハ緦麻三月
妾腹の身母死してのち父その外の妾にやしなはれ我身を長
育させたるハ母と同じ（これを慈母といふ）我身ハ我妻の子にて父の妾
我身に乳をのませたるをもてあつけたるハ（家）（古）小功五月

伯叔父（父の兄弟）（令）服九十日忌三十日（家）（古）不杖十二月

伯叔母（伯叔父のつま）（令）なし（家）（古）伯叔父とおなじ

姑（父の姉妹）（令）（家）（古）伯叔父とおなじ

従父兄弟（伯叔父の男子）（令）服七日忌三日（家）（古）大功九月

従父兄弟の妻（令）（家）（古）服なし

従父姉妹（伯叔父の女子）（令）（家）（古）従父兄弟とおなじ

従父兄弟の男（令）なし 家古 小功五月

右の妻（令）なし（家）緦三月（古）不詳

子（令）なし（家）（古）緦三月

従父兄弟の女（令）（家）（古）男におなじ

我身

妻（令）服三十日忌二十日 婚姻すまぬ間ハ服忌なし
（家）（古）斉衰十三月 父母あれハ不杖

○妾（令）子を生して妻に同じ（家）服なし（古）子あれハ緦三月

兄弟（令）服九十日忌三十日 姉妹も同じ（家）（古）不杖十三月

同妻（令）なし（家）小功五月（古）なし

姉妹（令）（家）（古）兄弟に同じ

兄弟の男子（令）服七日忌三日（家）（古）不杖十三月

同妻（令）なし 家 大功五月（古）小功五月

兄弟の女子（令）（家）（古）兄弟の男子とおなじ

男子（令）なし（家）（古）小功五月

同妻（令）なし 家古 緦三月

男子（令）なし（家）（古）緦三月

女子（令）（家）（古）男と同じ

女子 (令)(家)(古) 男子と同し

男子 (令)嫡子ハ服三十日忌十日 (家)嫡子と定められハ末子に准ス 末子

諸子の孔さうくハおよみくるべし

ハ服三十日忌十日 家督と定られハ嫡子に准ス 庶子の子孫

ハ別なし 嫡子よりも末子に准ス (家)(古) 嫡子あらハ父の斬

衰三年 母ハ斉衰 次男以下ハ不杖十二月と云 次男以下も斉

衰も末子に准ス

女の子親の仕られ又夫亡く後かく嫁してのさびきハ女子の服を着すへし

一 子ノ妻 (令)御法なし (家)嫡婦ハ不杖十二月 次男以下の婦ハ

大功九月 (古)嫡婦ハ大功九月 次男以下の婦ハ小功五月

養子 (令)服三十日忌十日 (家)(古)不杖十二月○入筆と夜画皆しくる令

女子の子ハ筆子にみるべし

養子して後、嫁しくる婦の父母養父の子死すれハ (令)御法なし 御法なし

(家)(古)、不杖十二月 その子をはなれ出きて[illegible]同し

離子の母ハ其子にハ (令)御法なし (家)(古)不杖十二月

孫男 娘の子にてある孫ハ筆子にみる

(令)嫡孫ハ服三十日忌十日 庶孫ハ服十日忌三日

(家)(古)嫡孫ハ不杖十二月 (古)嫡子あれハ嫡孫なし 庶ハ大功九月

一 孫の妻 (令)なし (家)(古)嫡ハ小功五月 庶ハ緦三月 子の妻存生あれハ常の通

孫女 (令)(家)(古)庶孫と同し 娘の子にてあるハ筆子にみる

曾孫男 (令)服七日忌三日 承祖の時ハ嫡子の服 (家)(古)嫡となれハ不杖期三月

▲一 曾孫妻 (令)なし (家)(古)嫡の妻ハ孫婦と同し されけるハ服なし

曾孫女 (令)(家)(古)孫男と同

玄孫男 (令)服七日忌三日 承祖ハ嫡の色 (家)(古)緦三月 嫡となれハ不杖十二月

▲一 玄孫妻 (令)なし (家)(古)曾孫の妻とおなし

玄孫女 (令)(家)(古)玄孫男と同し

二〇母方

継おの母の親類嫡母継母の縁 継母之親類

外曾祖父母（母の方祖父母）　外高祖父母（母の祖父母）
令 何れも忌無之日 家 古 沙汰なし

外祖父母（母の父母）
令 服九十日忌卅日 外祖母離別なりともかはりなし
家 古 小功五月 但我身養子にて父の跡をつげば実母の父母に准ず
右二つ共に嫡継祖父母嫡祖父の沙汰なし 父方不残同つる事也

母

舅（ソトヲヂ）母の兄弟なり
令 服三十日忌十日 母とたとひ腹替りても同じ 家 小功五月 古 緦三月

従母（ソトヲバ）母の姉妹なり
令 母の兄弟と同じ 家 古 小功五月

従母兄弟姉妹（母の姉妹の子）令 服七日忌三日 家 古 緦三月

内兄弟（母の兄弟の子）令 家 古 母の姉妹の子と同じ

我身

異父兄弟姉妹（たねかはりの兄弟姉妹也）令 服三十日忌十日 家 小功五月 古 異父

兄弟姉妹の子ども 令 およぶに不及

父母ともにたね替りのおやならば 令 不及（その子の沙汰なし これも不及也）家 古 兄弟へ（小功五月也）

継母方嫡継母の後 令 家 古 ともになし

継母の母親類 令 不及（継 令 祖父母の父母とも継父母ともかはらず）家 不及 古 未考（嫡母なれども継なり）

（されども八父母と所まつる）父母不知の母方の親類 令 後忌別なるし

たねかはりの兄弟姉妹 令 服三十日忌十日 家 小功五月 古 たねかはりの
兄弟姉妹の親類 令 およぶに不及 家 古 沙汰なし 父母とも異父たねかはりの
おやおや 令 不及 家 古 沙汰なし 小功五月なるべし 右のつまる子（以上）

父の母方并ニ父方ニ父の母方の従 (令)(家)(古)なし 離別の母の
親族 (令)ニ不載 今母方の親類父ニ准シ服忌を定め嫡母の親類も同じ

嫡母継母之部

嫡母の親族 (令)なし 継嫡母と嫡母と定られハ家督相続の実
母の在 (家)嫡母の父母兄弟姉妹ニハ小功五月 継嫡母死後なれハ
服せん (古)家ニ同し 又嫡母の存生なりても嫡母亡後ニハ其親族ニ服なし
継母の親族 (令)なし 継継母と継母と定られハ家督相続の実母死
後ハ又嫡母の子とする也又継母の子ともなれハ継母の親族服忌なし (家)
其その母死しられハ服なしそとの母さしれさるとなれハ継母の父母兄
弟の子ハ小功五月

継父 并其親族 親父死して母か他へ嫁するにつきその子共連れゆきて母の夫を継父といふ或ハ我母さしれて他へ走んつくま我それにつきて行或ハ親父の生存中

一人一年あまり又親父の家へ帰りそのまゝ年若年にてそこらまでも継父の服なかるへし

同居の継父 母に随ひて同居 継父と同居するをいふ (令)服三十日忌十日 (家)(古)父子ともに

大功九月以上の親族なけれハ二十以上十三月同居していても継父に子あり
親男ならも大功以上の親あれハ齊衰三月
不同居の継父 むかし同居して後ニ不同居せるなり (令)同居と同し (家)(古)齊衰三月
元来同居の継父 初より同居せさるをいふ (令)(家)(古)服なし
継子 (令)未詳 (家)(古)未詳

二○妻方

妻の父母 (令)服なし (家)(古)緦三月 妻亡て後妻をむかへても
前妻の父母ハ其の在世に従ふへし 妻の母さるとも或ハ妻の父亡後他へ嫁
しても其の在世に従ふ

四○聟方

聟 (令)服なし (家)(古)緦三月

むすめのうミたる孫（外孫とも）（令）服七日忌三日（家）（古）服三日

娘のうミたる孫の妻（令）なし（家）服三日

右何れも娘さられたるものゝ所に（令）（家）（古）もおなし 〇又娘

此後にて出来たる子も（令）（家）（古）おなし

姉妹の子（ソトヨイメイ）（令）服七日忌三日（家）小功七月 〇さられたる父姉妹のさられたる

ものゝ所は（令）（家）（古）おなし

父の姉妹の子（ソトイトコ）（外いとことも）（令）服七日忌三日（家）服三月 〇さられたる父の姉妹のさられたる

ものゝ所はおなし

又〇養子（女子の養子）

養父母（令）遺跡相續いたし死去の時ハ実父母の通、女子婚礼あり

養われ或ハ入聟として家督相續の時は実父母の通、子なきにより

名跡を継き家督相續の時も実父母の通に死したる人七歳未満の事ハ

後忌なし 三十日忌無之 此二れも養母後へ嫁せられハ後忌なし 養子

養子相續さゝれしも若中離れ候ても養父死去されハ家督未定にても

養父母ありて実父母の通 〇遺跡相續いたし死去して養父母ハ後

五十日忌三十日 養母嫁されハ後なし

（家）惣領跡相續いたし実父母の通 家督定まりしも 致死去ハ同し

いたし死去并相續死去なき養父母のかはりなし（古）家なし 〇いたし

死去并相續死去なく 又養父母ハ実父母の通りたるへし

養父母の服忌（令）相續実父母の通にて養母死去候ハ後

姉妹并養われ候相續にても養父母ハ後忌なし 遺跡相續

いたし死去なき実父母の通にて姉妹并養われ候も相續有ハ後なし

又養われたる子養母死去されハ養母ニ服忌後忌なし 又養父子の

死し養父の子の跡をつけハ実服父の跡を継きたるとて同し 服忌相違なし

養われハ後忌なし

(家)服忌なし (古)未詳 実父母の親類の皆とも養父も養子方へ
養父の実子の親類 (今)服忌なし
養子 (今)家督と定れハ服三十日忌十日聟養子
嫡孫承祖の年ニ家督相続なれハ実子之通服忌これ無之
忌服ともなし (家)(古)未詳
居宅を換へ居宅を移りたる者 (今)わか父服なし御作法之通り

六○養子ニ出生て実方への忌服
実父母 (今)養父の未跡相続の時も実子同前 (家)(古)服三ケ月
実方の兄弟姉妹 (今)相続の時の男ハ実の兄父母伯叔父姑兄弟姉妹ハ半減
減して半減へ養子に出生て半減して実父への半減同前
養子ハ実方を相続の者無服定式の通り服忌三分一又実方の曽祖父母

養子せぬ内養方を半減し服忌なし ○又養
子の内に親ともへの養方実方の父母祖父母兄弟姉妹も不半減 ○相続無之
而相続の者ハ実方定式の通
家一門之通す

七○夫方
夫 (今)服十三ケ月忌三十日
夫の父母 (古)朝衰三年
夫の父母 (今)服十三ケ月忌三十日 (家)夫と同し (古)三十三ケ月
夫の祖父母 (今)服忌なし (家)(古)未詳
夫の曽祖父母 (今)服忌なし (家)服三ケ月 (古)未詳
夫の子の祖父母 服忌なし
夫の子も (家)子ハ夫の父母の服忌なり (古)子ハ服忌なし

夫の兄弟姉妹ハ言(令)沙汰なし(家)小功五月夫の姉妹嫁よつき

ても同じ(古)姉妹兄弟の妻ハ部と同じ兄弟ニハ後なし　うけあり本なり

夫の兄弟の男子女子(令)沙汰なし(家)(古)不杖十二月

夫の妻(令)なし(家)大功九月(古)

夫の兄弟の男子の男子女子(令)なし(家)小功五月

夫のつま(令)なし(家)緦三月(古)

夫の兄弟孫男の子(令)なし(家)緦三月

玄孫曾孫玄孫(令)(家)(古)ありし凡とみて同じ但我さしまての上位

其のうしろの子ハ(家)不杖十二月夫又のちとつきても同じ夫死去く

嫁ぎても在よけ嫁ぎときは立ち去きても同じ

我をしかくなき夫の子(令)沙汰なし(家)継母その夫の嫡子斉衰

三年同じ其子ニハ不杖十二月とて嫡母ニて夫と妻のうちうちに

(家)沙汰なし某も衰子同じ其べき○継母夫亡て後その継母とつれ

加え嫁ぎつけたる子のうち不杖十二月と(家)ありてはあって四十そ

後なるへし又嫡母とても此例なるへし

夫の前の父母(令)なし(家)緦三月

夫の継母のおちおち(令)なし(家)緦三月(古)かわ

継子并妾後の子

夫表子不分ちて夫の実母へハ　夫むこ表子みなしにま実

(令)未詳(家)(古)とも小夫の実父母へ大功九月とても今ハ未詳

夫表子不分ちて夫の表母へハ(令)未詳(家)ハ夫の子とも見る悪しく動きとてへるへ(古)未考

嫁海(家)一絹袈裟我ちうちる(令)後三なし

離婚せしハ(家)小八不杖十二月不孫てこれにある

先後の母なるへき　そ十ふハ此下に名あるり

八〇女子縁付たる上実方父母への服忌

(令)も一向沙汰なし

(家)服一等を減すへし 養子の実方への服忌の例のことし

これ自己の服忌ハ実父母を父母とし父母を伯父母とす

九〇養子の生たる男女縁付たる女并九才以下ニて死したる者への服を

かゝる月日の数并我身七歳未満の内の服忌

養子ニ出したる者へハ

(令)むかしの服忌記載なれハ子ハ養家ニ服あるへし 婦子も本家に同し

兄弟姉妹ハ生職ニても余ハなし ○服忌記載

(家)何もみても一等を減すへし 養子に出したる実方への服忌のことし

縁付たる女子へハ

(令)沙汰なし 本式の服なるへし

(家)養子に出したる者同し至てもつりたるとハ本式の服忌を同

して死したる者のへハ本式の服ニするなき

七歳以下ニて死したる者へハ

(令)八歳以上ハ本式とこつり ○七歳未満 七歳の七日ハまそうり 服忌なし

父母ニ百三十日を一日と同じ 七歳一百三十日数よてのハ服忌ニ

なりし年月日数相応に服忌 ○子十月二十として死して

生まれハ夫ハ百日婦ハ百日の服忌所よりおこるハ父母なる婦なるの

嫁し (家)男ハ妻を娶ひ女ハ嫁に付たるとハ十五以下にても本式の服 なかれバ

十六の子十九の服忌とて死したる人ハ一等を減す

本式十三月ハ九月本式九月ハ七月本式五月ハ三月

十二ケ月より五の服忌まて服忌ハ二等

を減す

本式十三月ハ九月ハ七月本式五月ハ三月

八歳の子十一の服忌とて

是ハ二等を減す

本式十三月ハ五月本式九月ハ七月本式五月ハ

生れてより七歳の服忌ハ様なし 他の日数かりしむまてなり

○聟舅十五日の舅なれハ令何のさたもなけれハ服忌の定りなし
より家令に同し古ハ何とも考へす

十○忌服につゝきて又来れの事

二親の服にあるもの令ハ服の中に重ねてかゝる服をうくる家にて
さてハ改めて又令の遺なるへし

服かさなりける時ハ令父の服忌いまたおはらすして母死去なれハ母
死去の日より忌五十日服十三月可受く重き服忌にて軽き服忌
なくとも重き服忌の内に日数満てハ其軽き服も又皆はてぬる日数終り
満て後の日数可受し軽き服も内に重き服あれハ其日より重き
服忌の受て家大抵令に同し但重き服の時に又軽き服の服を服
かさねる時ハ其の服の重き服をきてかるき服の服
をうけれハ在ハ後の重き服をきてかる服の服
するにて其の後の服をきるなり

妻ハまた一きりたる時ハ令父母ハ二つにつゝける日より定りの日数を
二つ目ハ死したる日より取りの日数にて忌の日数すぎぬれハ一日をも服
きよる同し　家ハ何事もさらにかけ服ハ何事もきつけるなり
の日数をとへきなり

末職とハ令二十日ハ十五日に満て後も二日ハ七日ハ四日に改葬ハ
令にハ定めなし一百を忌家にも同し又これハ改葬に服すへかり
ともなし改葬すむ日はかりの事をとへきなり

天保八戊申四月中旬写之畢

従天保八年
申四月中旬写之畢

見世茂八求

行保
原

[illegible]

[illegible]